

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する法律及び同法施行令」において、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が改定されたことに伴い、これに準じて選挙長等の報酬額の一部を改正するものです。

2 改正内容

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 選挙長 | 10,800 円から 12,200 円に改める。 |
| (2) 投票所の投票管理者 | 12,800 円から 14,500 円に改める。 |
| (3) 期日前投票所の投票管理者 | 11,300 円から 12,800 円に改める。 |
| (4) 開票管理者 | 10,800 円から 12,200 円に改める。 |
| (5) 投票所の投票立会人 | 10,900 円から 12,400 円に改める。 |
| (6) 期日前投票所の投票立会人 | 9,600 円から 10,900 円に改める。 |
| (7) 開票(選挙)立会人 | 8,900 円から 10,100 円に改める。 |
| (8) 公職選挙法施行令第55条
第2項及び第4項第2号に
規定する施設の不在者投票
における選挙管理委員会が
選定した立会人 | 10,900 円から 12,400 円に改める。 |

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとする。